

[公開草案]

「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」の公表

- 
- 法人名 :
  - 部 署 :
  - 役 職 :
  - 名 前 : 野村嘉浩
- 

■コメント:

企業会計基準委員会 関係者の皆様へ

「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」に対する意見を述べます。宜しくお取り計らい下さい。

「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」への意見

今般、ストック・オプションに関する会計基準の制定に関して、具体的な公開草案が公表されたことは、我が国の会計基準が国際的に遜色のないものであることを示す意味で、極めてその意義は高い。意見提出者は、この基準制定に携わられた企業会計基準委員会(以下、委員会)の関係者の皆様のご尽力に、まずもって、敬意を表する。その上で、下記の諸点につき、意見を述べる。

#### 1 費用認識の相手勘定

費用認識の相手勘定については、委員会内の審議でも、多くの議論があったとコメントされている。その上で、負債と資本の中間に位置づけた、と書かれている。

しかし、以下の二点について、今回の提案の位置づけに不安を感じる。

? 負債と資本の中間に位置づけることを提案したのではなく、少数株主持分と同じ場所にすることを提案している

35 項から 37 項では、費用認識の相手勘定は、返済義務のある負債に該当しないものの、当該企業の所有者である株主以外に帰属するものとして、少数株主持分と同様な性格であると位置づけている。その上で、38 項前段では、「ストック・オプションに対応する部分の位置づけを、貸借対照表における貸方項目の有り方全般に広げて、引き続き議論する」とある。

この文章の主張は、「現時点では何も決めていない」としか受け取れない。換言すれば、公開草案は、ストック・オプション（新株予約権）と少数株主持分とを、同じ場所に入れることしか提案していない。

この指摘が正しいとすれば、まず、少数株主持分の場所を決めるべきであろう。その上で、ストック・オプション（新株予約権）は少数株主持分と同様の性格であると判断して、同じ場所に入れることを提案する。

従って、意見提出者は、（当該会計基準の公開草案に対する直接のコメントとはならないが、）まずもって、少数株主持分の場所を決めることを提案する。

？ 社債と同時に発行される新株予約権の表示区分まで言及している。

同様に 38 項では、本会計基準（案）で取り決める範疇と、必ずしも、直接、関係が有ると思えない「社債と同時に発行される新株予約権」の表示区分まで言及している。当該部分の表示区分を、「ストック・オプションである新株予約権」と一致させることを提案しているが、この提案は、当該会計基準の公開草案で提案する案件ではない。

従って、意見提出者は、38 項後段について、最後の 3 行半の削除を提案する。

## 2 未公開会社の取扱い

意見提出者は、11 項の提案に賛成する。

但し、15 項（5）の開示については、賛同しかねる。

従って、意見提出者は、当該部分の削除を提案する。

ストック・オプションの価値は、付与した時点で算定すべきものである。その付与した時点で、本源的価値を認めたのであれば、その情報だけで十分である。

## 3 字句修正

3 ページ 用語の定義 2.(3) の 3 行目。

「付されているものが多い」→「付されているものが多い」

以 上